

受付番号： 2017-1-338

課題名：膵癌における低分子量 GTP 結合蛋白質活性化に関する研究

1. 研究の対象

2012年1月～2017年8月に当院で膵癌の診断で手術（膵頭十二指腸切除、膵体尾部切除、膵全摘術など）を受けられた方を対象としております。

2. 研究目的・方法

膵癌は極めて予後不良な疾患であり、近年その罹患者数は増加傾向にあります。早期発見が困難であることから、診断時には既に進行癌であることが多いです。全膵癌患者のうち、手術に至る症例は10-20%のみであり、また手術が施行できたとしても早期に再発する症例も散見されており、治療成績向上のためには新規かつ効率的な膵癌治療選択の解明が急務となっております。

癌では多くの場合、浸潤・転移等の悪性化が予後を決定します。「低分子量GTP (guanosine triphosphate: グアノシン三リン酸) 結合蛋白質」は、細胞増殖や細胞接着、遊走等の細胞内情報のスイッチとして機能し、癌悪性化に深く関わっております。膵癌における低分子量GTP結合蛋白質活性化のメカニズムが解明されることにより、膵癌の原因の解明やよりよい治療方法の開発につながることを期待されます。

しかし、膵癌における低分子量GTP結合蛋白質、およびその活性化を制御する蛋白質の発現量に関して、未だ系統的な解析はありません。本研究では膵癌の診断にて手術を施行した患者様の摘出標本を解析し、膵癌における低分子量GTP結合蛋白質、およびその活性化を制御する蛋白質の発現量の評価を行うことを目的としております。

研究期間は2017年9月～2020年12月を予定しております。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

試料：膵癌の診断で手術（膵頭十二指腸切除、膵体尾部切除、膵全摘術など）を施行し、摘出された膵組織の癌発生部位および正常部位 等

情報：摘出標本の病理組織学的検査結果、医師記録、画像検査所見 等

4. 外部への試料・情報の提供

膵癌パラフィン切片の免疫組織学的解析は、天理医療大学臨床検査学科に依頼させて頂くことを検討しております。検体は匿名化された状態で、郵送にて提供致します。

5. 研究組織

天理医療大学臨床検査学科

責任者：戸田好信 教授

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としないので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

<照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先>

東北大学加齢医学研究所基礎加齢研究分野 堀内久徳（研究責任者）

〒980-8575 宮城県仙台市青葉区星陵町 4-1

Tel&Fax : 022-717-8463

E-mail : hisanori.horiuchi.e8@tohoku.ac.jp

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓

口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合